

第四十六回 参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和三十九年三月二十六日(木曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

上林 忠次君

三月二十六日

辞任

後藤 義隆君

小林 武治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

補欠選任

古池 信三君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

補欠選任

哲二君

自治大臣官房参事官 宮澤 弘君

自治省行政局長 佐久間 豊君

自治省財政局長 柴田 護君

自治省税務局長 細郷 道一君

自治省税務局側 常任委員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

自治省税務局側 会専門員 鈴木 武君

衆議院の外務委員長をやっております。おとといでしたか、さきおといでしたか、ああいう不慮の事件があったものですから、責任上すぐ虎の門病院にかけつけましてお見舞いをしました。まあ傷がああいう大腿部で、その生命には現在の医学から考えて影響ありそうに思いませんので、一安心いたしておりましたが、諸外国の迷惑なんかもどうかと、また、この国会でもいろいろこれが問題視されるだろうというのを考えておりました。たんに、はからずも自治大臣並びに国家公安委員長をやってくれぬかというお話を聞いたわけでございます。まことに不敏不才でございますけれども、私、お引き受けする決意をいたしました。が、しかし、いまの提案されている問題でもまあ比較的むずかしいものもありはいたしますけれども、なかなかいまのこういふ事故をどうして将来とも絶滅を期するかなどというところにつきましては、いろいろむずかしいことがあると思ひます。皆さま方のお知恵を拝借しながら、大過なく職務を完遂したいと考えておりますので、何ぶんよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 赤澤自治大臣。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院先議)を議題といたします。

題となりました地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

第四十四回国会における地方公務員共済組合法の成立の際の両院地方行政委員会の附帯決議の次第もあり、地方団体関係団体の職員について地方公務員の年金制度に準ずる年金制度を設けるものとするとともに、今国会において御審議をいただいております恩給法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、地方公務員の退職年金についても外国特殊機関の職員の在職期間を通算する等の措置を講ずる必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、地方団体関係団体職員共済組合の新設であります。

この組合は、全国知事会等の都道府県、市または町村の長または議長が設けている全国的連合組織、国民健康保険団体連合会及び市町村の職員が組織する健康保険組合等の地方団体関係団体の職員を組合員とすることとしております。

この組合の組織及び運営については、地方職員共済組合の組織及び運営に準ずることとし、また、その給付の内容及び費用の負担については、おおむね地方公務員共済組合の給付及び費用の負担に準ずることとしております。

なお、施行日現在の地方団体関係団体の職員としての在職期間はこの制度による組合員期間に通算するものとし、これに伴う給付の受給資格、受給額等について特例措置を設けることとしております。

第二は、恩給制度の改正に伴う措置であります。

その一は、旧満洲開拓青年義勇隊訓練機関等の外国特殊機関の職員としての在職期間を有する地方公務員について、恩給制度の改正措置に準じ、これらの外国特殊機関職員としての在職期間を組合員期間に通算することとしております。

その二は、地方公務員共済組合が支給する退職年金等で六十歳に達するまでの支給を停止されているものについて、恩給制度の改正措置に準じてその停止を解除することとしております。

以上のほかに、地方公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法について若干の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案についての質疑は後日に譲ります。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

御質疑の方は順次御発言を願います。

○占部秀男 前回に引き続き続いて局長にお伺いをしたいと思います。それは、今度の改正の中の一つであります固定資産税についての問題点であります。今度の法律では一応新基準による移行というものは全面的には延ばされておるわけですが、ともかくも四十年程度にはやらなくちゃならぬ、こういうことになってくると思うのです。そこで、かりに税率をそのままにしておいたとして、いま行なわれておる評価額、新方式による評価額、土地建物と償却資産、いろいろあるわけですが、この新方式による評価の現在までの状況から見て、償却資産のほうに現状の額とどのようなぐあい違ってくるか、あるいは違ってくるべきか。全体的な傾向です、新評価による評価額、状況です、それをちょっとお知らせ願いた

い。

○政府委員(細郷道一君) 土地につきましては、売買実例価格を基準にして適正な評価を求めようという評価方式をとっておるわけでありまして、その大体的傾向は、田畑いわゆる農地につきましては従来の評価額の一・二倍ないし一・四倍、それから宅地につきましては六倍ないし七倍、山林につきましては三倍ないし四倍といったようなところが大体の傾向でございます。なお、家屋につきましては、再建築費を基準といたしまして評価を求めようという方式をとっているわけですが、この点につきましては従来の同様の方法をとりましますので、おおむね横ばい。それから償却資産につきま

しても取得価格を基準にする評価方式をとっておりますので、評価の方法としてはおおむね従来どおりでございます。現実の資産といたしましては、個々の資産については、在来よりも年数の経過しております分だけ経年減価で下がってまいっているわけがあります。

○占部秀男 今の固定資産の問題については、従来、評価がえの問題について、われわれは、原価主義で新方式による切りかえを行なった場合には相当な増税になるのではないかという点を心配をしたわけですが、今度の税率の問題をかりにいじらないとすると、いまお話しになったような内容だけを見ても相当な増税になる、かように考えるわけですが、そこで、これを増税にしないというのを前提として政府のお約束を実現してもらう、四十年程度において実現してもらおう、こうするた

めには、税率関係その他いろいろなければならぬだろうし、また、いろいろな技術的な措置をしていかなくちゃならぬと思うのですが、そういう点について見通しのなものがございましたら、お願いをしたいと思います。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げたようなことで新評価を実施しておるわけですが、その評価を固定資産税の税負担の面にどう反映させていくかということにつきましては、政府も税制調査会で検討いたしているわけでありまして、その際、固定資産税の税負担にこれをそのまま移すにはいろいろの問題点があるわけでございます。たとえば土地と家屋と償却資産、その間に評価上の一応のバランスはとれてまいりましたが、担税力という面から見ればこれを同等に取り扱っていいものかどうかといったような問題も出されて、また、同じ資産、たとえば土地につきましても、農地のような生産手段に使われているようなものと、そうでなくて住宅用の土地のようにまあ非生産と申しま

す、住宅用の土地のようなものに使用されるものもございまして、また、それを利用しております人につきましても、サラリーマンのようにその土地家屋を収益のもとにしないで、ただその土地家屋の所有状態を続けておるといふような人と、そうでなくて、事業の用に供してそこから収益をたき出しているという人もある。それらの間の税負担上のバランスはどう考えたらいいものかといったようないろいろな問題点が議論になったのでございまして、それらの問題は何ぶんにも固定資産税が全市町村の全資産に及ぼすところの広範にして大きいものでございまして、その影響等も考慮して慎重に検討をいたしたい。

そこで、当面の暫定的な措置として、今回御提案申し上げたような措置をとるよう答申も得、それに基づいて政府の案をお願いをしておるわけでありまして、したがって、三年後の四十二年、次の基準年度から、これを恒久的な措置にどう持っていくかということとは、なお税制調査会におきまして検討の段階でございまして、政府といたしまして、その問題の重要性にかんがみまして、税制調査会の答申を見つつその措置をきめていかなければならないのではないか、かような態度でおるわけでございます。

ただ、そういたしまして、三年後に行ないます場合におきましても、やはり現実の税負担の激変というもののについては、今回とられたような措置を考慮しながら進んでいかなければならぬのではないかといたしたような考え方は一応ございまして、内容的にはそういういった事情でございまして、検討事項として残されておるようなわけでございます。

○占部秀男 この法律によって改正される当面の暫定措置といいますが、そうした点についてはまたあとでお伺いをしたいと思います。ただ、暫定措置の問題を考える場合にも、この新方式の切りかえによる将来の影響との関連なしには考えられない点もありまして、そういう点についてはやはりできるだけ明確にしておかなければならないと思うのでありますが、ただいま局長のお話の中で、評価上のバランスはとれたけれども担税力の問題点があるとか、あるいは、いろいろな性質的な問題からして相当考えていかなければならぬ諸点がある、かようなお話でございましたが、いづれにしても増税にならないようにやろうというからには、この税を支払う者が少なくとも個々の増税になったんだという形をあらわさないようにしてやらうというところが私は政府の約束の中心ではないかと思うので、その点についてまず局長に見解を伺いたい。

○政府委員(細郷道一君) 今回の新評価額をそのまま使って現在の現行制度におきます全体の税率を上げよう、こういうことで、かりに税率だけでこれを計算いたしますと、税率は〇・七ないし〇・八%くらいといううなことになるわけでございます。ただ、それは総体としてはそういう姿になりますけれども、それによってたしてそのとりの担税力を各資産に持たせられるものかどうかという点が検討事項の重要な点でございまして、その内容については、そういった点の深い掘り下げを必要とする、かように私も考えておるのでございます。

○占部秀男 なぜ私はこんなつまらないような質問をするかというと、実はこれは非常に大きな問題で、私もこの政府の方針が発表されて以来、ここ一年間はかり各地をずっと自分なりに歩いて、いろいろと調べて、できる限りの調べをしてきたわけですが、結局、土地なら土地の問題と法が示しておる評価の新しい切りかえ方に、即そのままだと今度一月一日を基準とした評価がえの作業といえますか、作業がなっていないのじゃないかという点が全国的に相当あるわけなんです。たとえば、標準何とか地——あまりむずかしいので、私たちが専門家でないのでよくわからない点もあるの

すが、この現在の売買価格を基準に

になつておりますか。

○政府委員(細郷道一君) 宅地につ

ずつ働くことはこれはだれがやっても

無理な技術的には点があると思うの

で、その基準地価格をきめていく、

て標準地なら標準地というあれを出し

て申しますと、各府県に一つずつの市

が、全体として見ますれば、従前のア

容が相当今度の新方式の中にはフ

なつておるわけでございますが、問題

宅地の場合などは非常に値上がり

町村を指定いたしましたして、おおむね

ンバランスは大いに是正された姿に

トとして入つておるので、したが

は、いま御指摘のように、売買実例

なつてしまふ。そこで、県の審議

庁所在地でございますが、指定いた

なつてきておるものと、こう私も

て、今後の税率のきめ方あるいは

格をとつてまいります場合に、実例

すか、あそこでの何か持っていく

まして、そこにつきまして、基準地

見ているのでございます。

ろいろな、税率だけじゃない、い

格から取り出す正常な価格をどう

なんか相当やういふ勘で——水増

いは標準地、そういうものを幾つ

相当は正されるような方向になつて

も、そのきめ方のいかんによつて

ふうに見るかというところいろ

じやなくて、何というのですか、調

かに標準となりまして、いば基礎

程度はそのとおりだと率直に言

外逆にアンバランスがかえつて

問題が起る可能性があるわけ

をして価格を出していかないと追

ものでございまして、慎重に評

思つておるのです、その従前の

しまつたやうな実態が出てくる

います。もつぱら税務職員の経

かない。たとえば、私、山形なら

いたした。その評価に当たりま

バランスが是正されたその評価

配をして言つておるわけなんです

とになります。路線価格につ

のほうへも行つて、秋田の場合

も、その近隣の売買実例価格

根元のところ、つまり、いま

たが、これは調査、いわゆる

省、そういういわゆる自治団体

も、あるいは酒田のあそこら

して、その売買実例価格の中

われた個々の特有の条件で

の文章だけの調査では私は出

局といたつたやうな関係の機

岡その他調べてきたのですが、結

売買に示されております特有

出されておる。その個々の特

もやはり当局としては相当

た結果、そのもとになつて

程度のものでやはりい

合には割に高くなる。売り手

れているやうに一つの評価

どうもいまのやり方ですと、

に一致をいたしておるので

ね。それで、結局今度の法の

もあるわけでございます。そ

いろいろな筋の通つたもので

りますからね、いまの宅地の

す。したが、いま、それから

が、実際はやはりそれでは

の特例的な条件を差し引き

て、やってみると、非常に

場合などは何と云つたう

流れ方についてはなお検討

ないで、事実上の問題として

して、正常な価格とい

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

程度調整を行なつて

て、それと、その土地

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

おる、こういう点が

りまして、それがき

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

です。そういう点

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

ら、したが、その法

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

技術的な方法の

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

当私は混乱を

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

いう心配が現

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

特に宅地の

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

すがね。そ

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

は、自治省

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

うな状況を

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

た、調査と

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

りますか。全

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

一応県段階

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

に現価を基

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

うか。そ

するところにつ

り過ぎてしまつた。たと

場合などは何と云つたう

す。したが、いま、それから

すので、その辺はよく見てまいりたいとかように考えております。

なお、将来これをもとにしていろいろ税負担の問題を議論することになるわけでございます。税負担の基礎として使われる資料につきましては、御注意の点も十分加味して検討を加えてまいりたい、かように思っております。

○占部秀男君 この問題については、当面の改正の問題はあとでお伺いいたしますが、この問題については、この間の地方税法の一部の改正によって、確定が延びたわけですね。で、新評価の完全に確定するのはいつになるわけですか。

○政府委員(総郷道一君) 市町村長の段階で三月末までに行ない、四月一日から普通の場合でありますれば二十回までの縦覧期間を経て、それによって確定をしていくわけでございます。

○占部秀男　そうすると、これにかりに異議のあるものは、この縦覧期間に一応異議の申し立てといえますか、あれをすることになるわけですか。ただ四月一ぱいでしたか。

○政府委員(細道一君) はい。四月一日から二十日までが原則的な合帳締覧期間でございます。その間に新締額に異議がある場合には申し立てをしております。かようになっております。

○占部秀男君 申し立ての最後のあれは四月一ぱいでしたか。

○政府委員(細郷道一君) 申し立てを
すること自体は四月一ぱいでありま
す。

○占部秀男君　そうすると、かりに申し立てがあつたとしても、それが最終的に――最後のといひますか、その申

し立て問題が訴訟になれば別ですが、決着のつくのはいつになりますか。申し立てをして、その申し立てを今度は審査して、それがいづれにしても却下になるか、あるいはどうなるかといふことのめどがつかないといふようになりますか。

○政府委員(網郷道一君) 申し立てをされてから三十日以内に固定資産評価審査会でその決定をいたすわけでございます。その決定にお不服でございますれば、訴訟ということになるわけでございます。

○占部秀男君 私は、訴訟の場合はこれは別なんです、三十日以内、こういうふうな法の示すところですけれども、この申し立ての審査について私はちょっと自治省の、これはうそかほんとうかわかりませんけれども、扱い方について、心配というか、実は疑念が

のこの新評價の問題が当面の三年間の問題ははっきりと法律ではきまっておるけれども、その後の問題については、まあ率直に言えば重大なところが

全副眼力に注がれていない。そこで、
今度のこの新評価そのものに相当異議
の申し立てをするという傾向が全国的
にあるように私は見受けるわけなんで
す。そうすると、三十日以内に決着を
つけなければならぬということと、こゝ
から、見守るべき時期の能力と、こゝ

おるといふふうに私はちよつと聞いたのですが、そういうことがあるかないか。もしあるとしたら、どんなことを行政指導したか、それをひとつお伺いしたい。

○政府委員(細郷道一君) 私らのほう
としましては、現在そういったことは
一切いたしておりませんし、考えても
おりません。

○占師秀男君　そうすると、もし三十日以内にその審査の機関の能力では応ぜられないような場合には、これはどういうことになりますか。

○政府委員(細郷道一君) まあ出てまいる件数がちよつと予想ができませんでした。が、かりに非常に出てまいりました場合でも、三十日以内という規定はございまずけれども、その後になつても決まはできるわけでございます。したが、いまして、その出てまいりました状況

に宛じてそれぞれの市町村の評仙委員がどこまでこれに応ずる態勢をとっていくかというのは個々の問題になろうかと思っております。

○占部秀男君　その三十日以降にも決

は何かやつぱり法律上そうなっておるわけですか。それとも、便宜上——私をそれはいけないと言ふのじゃないですよ。余つてくれば、これはもちろんそうしてもらうほうが私はいいと思う

のですね」とも、急のためお聞きするわけですが、それはどういう扱いになりますか。

○政府委員（細郷道一君） 三十日以内というこの規定自体が訓示規定であ

るといふうに解されておるのでありますが、なお、この期間内に決定がな
いときには、その審査の申し出を却下

する旨の決定があったものとみなすことができるということになっておりますので、それによって却下に対しての不服ということであれば出訴することができますわけでございます。

○占部秀男 それは、結局、訓示規定とみなしておるとはいいながら、一応法的には却下された。たとえば、能力が、十人は見られるけれども二十

人のときにはとても余ってしまおうという場合に、あとの十人は法律上まだこまかい審査がないのに却下されたということになるということになるのじゃ

ありませぬが、一応法律上は、あとで却下に対しての異議の申し立てができるかどうか。これは局長が言われておるようにできるかもしれない。しれぬけれども、一応のけじめとしては、何も申し立てをした人が悪いのじゃなくて、こちら側の当局側の能力がない、

「かかわらず、はみ出した部分については却下されると、こういうようなことになってくるのじゃありませんか、その点は。どうですか。」

決定がないときには却下されたものとみなして納税者のほうがみなすことができるようになっておりますので、納税者のほうでそれは待ちきれないといふことであれば次の行動に移れる。したがって、見れば次の二つともは納税者

ではその審査会の決定を待とうということであれば待てる。納税者のほうにみなす権限はございます。

○占部秀男君　その納税者のほうでみ

なす権利があることは、結局は今度の改正は四十三年後のところにまた法の改正をして——それで現実には

するわけですね、三年後の部分については税率その他を。そうすると、その間じゅうは、かりにこれは最大限の場合を言うのですが、こういうことはな
いと思うのですが、その間じゅうは、

やはり待つていねは、いすねにしても
異議の申し立てについての裁定はして
もらえる、こういうことになるわけ
すか。

○政府委員（綱郷道一君） 事実問題はあれですが、法律的には、納税者が待てば、そういうことになるわけでございます。

○占部秀男君　そうしますと、今度のこの法律で三年間の暫定的な扱いがきまつておるわけですから、かりに納税者が興議の申し立てをして、そういうような場合に三年間待ったとしても、待ったことによる実害はないわけでありますな。結局出てこないことになり

○政府委員(細郷道一君) 異議の申し立てがございましたれば、固定資産の評価審査会のはうは当然その職務上急いでこれの処置をすべきものであるわけですね。三月三十一日、三月三十

日の期限以内に評価審査会として決定、評
 価できないというような場合には、評
 価審査会としては当然引き続きその職
 務上残りの部分について急いでこの処
 置をすべきものと思います。先ほど申
 上げましたのは、三十日の期限が

たつても決定がないときには、納税者のほうで待ち切れないという場合に、それを却下とみなして次の行動に移れるというふうにしてあるわけでございます。

ます。ちよつと先ほど申し上げたのは
ことばが足りなかつたかもしれませ
ん。

○占部秀男君 そうすると、次の行動というのは訴訟ですか。

○政府委員(細郷道一君) 行政訴訟に
なると思っています。

○占部秀男君 そこが実は問題なんです
がね。その行政訴訟ということにな
ると、これはいわゆる異議の申し立て
の場合とは違って、手続上もまた金の
面についても相当問題が違ってくるん
じゃないですか。何というか、われ
われ納税者の立場から言えば、金がか
かってひまがかかって複雑になってく
る、こういうような情勢が出てきま
せんか。その点はいかがですか。

○政府委員(細郷道一君) この異議の
申し立て自体にも当然申し立てを主張
すべき資料は要るわけでございませ
んが、一般的に訴訟になりますれば、
おっしゃる様に費用その他の問題も
あるわけでございませう。ただ、ここ
で先ほど申し上げましたのは、期限の三
十日以内に決定がなかったときに、納
税者としてどっちを選ぶか、なお決定
を待つ態度をとるか、待ち切れなくて
出訴に出るか、納税者として選択権
があるわけでございませうので、その辺
は個々の納税者の事情によって異なる
かと思ひます。

○占部秀男君 そうなると、くどいよ
うですが、しろうとですかあととあの
の問題があるので教えておいてもら
いたいと思うんですが、それでは待つ
おればやってくるんだ、審査しても
らえるんだと、こういうことに事実上
はなりませんし、それから法律はこの次
の改正までの暫定的な措置があるわけ
ですから、したがって、待っているそ
の待ち方が長くなっても別にその意味
の実害はない、こういう意味に言える

わけですか。

○政府委員(細郷道一君) 実害のある
なしは個々のケースによると思ひま
すが、おっしゃるとおり、納税者として
は決定があるまで待つことができるわ
けでございませう。

○占部秀男君 そこで、今度はこの法
律の当面の内容の点について、固定資
産の問題点についてお伺いをしたいと
思ひます。

今度の改正によると、三年後の恒久
措置の前に一応三年間だけの暫定的な
形、こういうことがとられておると思
うんですが、そこで一つお伺いをした
いのは、この暫定措置が終わった三年
後は必ず法改正をやりまするんだと、
こういうことですか、それとも、
税制調査会の作業の情勢もあり、ある
いはまた、今度の新規評価によってい
ろいろ今後全国的に問題点が起きてく
ると思うが、問題点のいかんによって
はさらに延ばすこともあり得るよう
に考えていま作業をされておるのかど
うか、こういうことをお伺ひしたい。

○政府委員(細郷道一君) 税制調査会
の答申を得て政府の態度がきまらな
ければ、これは当然法改正を要する内
容になると思ひます。万不幸にしてそ
ういうなかなか結論が調査会で得られ
ないといった場合におきましても、次
の基準年度においてはやはりその際
における適宜な措置を考えていかなけれ
ばならない、かように考えておりま
す。

○占部秀男君 その基準年度の次の、
これは仮定の事項ですから、何と申し
ますか、率直に言つて局長も答弁しに
くいと思ひますが、問題が問題で相
当大きな改正ですからね、この固定資

産にとつては、それですから私は念を
入れておるんですが、かりに基準年度
の次の基準年度までに答申がなかった
という場合には、このままの、今度の
改正なら改正できまうた内容をそのま
ま答申のあるまで押していくという
継続していくというのか、そういうよう
な考え方ではないのであります。

○政府委員(細郷道一君) 私どもとし
ましては、今回三カ年間でとりました暫
定措置は、いわば改善の方策でござい
まして、本来でありますれば、この際
に恒久的な方策をおはかりすべきで
あつたと思うわけであります。先ほど
来申し上げましたようないろいろな問
題が税制調査会においても議論されて
おりますので、今回改善の方策とし
てこういう方法をとつたわけでありま
す。したがらば、次の基準年度ま
では何とかしてこれの恒久方策を打
ち立て、おはかりをしてまいりたい
と、かように考えておるわけでありま
す。

なほ、法律的なこととてございま
すが、現在の今回お願いをいたしてお
りますこの法律がそのまま成立いたしま
した場合には、そのまゝの姿でまいりま
すと、四十二年以降については何ら
こういつた負担調整措置が講じられな
い姿になりますので、いきなり現行の
評価基準によります評価額に対して現
行税率がそのまま適用になるといふ法
律的な姿になるわけでございませう。
したがらば、先ほど申し上げました
ように、恒久的な措置を何とかわれ
れとしても生み出してこれが措置を考
えてまいりたい、かように考えてお
るわけでございませう。

○占部秀男君 その次に、土地の評価

の方式なんです、今度農地を従来の
何といひますか収益還元方式といひま
すか、それがとられていないわけであ
りますね、今度のやつには、自分の使
う宅地であるとか、あるいは同じ農地
でもそれを開放して宅地にして売って
しまふとか、こういうことは別です
けれども、引き続き農地を営んでお
るという農地については、私はこれは
土地の値段で評価をするということ事
態がこれは相当大きな問題じゃないか
と。つまり、農業はやはりその土地を
利用してそして生産物をあげて一応取
益をあげて暮らしているのですから、
したがって、これはやはり収益還元方
式でこの評価をしていくことが私は正
しいのであつて、ほかの場合とは違
うじゃないかという感じがするのです
が、そういう点についての考え方はど
うでございませうか。

○政府委員(細郷道一君) 適正な時価
を求める方式として何がいかという
問題に帰するわけでございませうが、今
回、土地につきましては、全面的に売
買実例価格による、こういうことにな
しておるのでございませうが、そう
いたしました理由は、一つには、土地の
中でもいろいろな地目のものがござ
います。それらに共通の尺度での評価を
いたしたいという点が一つございま
す。

また、収益還元方式という方式をと
れということになってまいりますと、
同じ他の宅地につきましても、事業用
に使われております土地もございま
すし、そうでない土地もあるわけでござ
いまして、それらとの権衡をどうした
らいいかというふうな問題も起こつて
まいるわけであります。反面には、収

益還元方式自体をどうといたしまし
た場合でも、その資本還元率をどのよ
うに考えたらいいか、また、特に畑等
につきましては、収益をどういうふう
に捕捉したらいいか、非常にむずかし
い問題も逆にあるわけでございま
して、そういう点を考慮いたしまし
て、今回の措置をとつたわけでござ
います。

○占部秀男君 いま局長のお話の中
で、土地についての評価の共通の尺度
をつくる、こういう点については、私
は自治省側の意欲的な考え方というも
のをあながち否定をするわけではない
のでありますけれども、しかし、この
土地そのものの利用する性質の違い
から、かりに収益還元方式をとつたとし
ても、いま局長の言われた、それぞ
れの性質の違った利用され方をしてお
る土地間の均衡というものは、はかれ
ない、そういうような問題では私はい
んじやないかというふうにかへるの
です。というのは、農地は、御存じの
ように、農地そのものを収益のいわば直
接の何と申しますか手段にしているわ
けです。そしてこれが全国的に土地
の大部分から見れば、土地を利用する方
法の大部分と言つても悪いけれども、相
当部分は、ただいま農地で利用されて
おると、こういうところからして、た
とえば工場が建物を建てて機械を入
れてやつた場合の土地の利用の性格と、
それから農地そのものを耕しておる土
地の利用の性格とでは、これは利益を
生む立場からいふと、決定的に違ふん
じやないか、性格が違つてくるんじや
ないか、こういうふうには私は考える
わけでありませう。むしろ、一般産業部
面においては、確かに土地は利用して

るけれども、土地よりも、その中の建物、機械、そうした産業設備によって物を加工してそして利益を生んでいく、これが中心になる。農業の場合には、土地そのものがなければ立っていかない。土地そのものを中心にして利益をあげているので、したがって、収益還元方式をとらない一つの理由として土地の利用のされ方の違いからくる他の土地間との均衡がとれないからという局長の御答弁は当たらないじゃないかというふうに感ずるのですけれども、この点についてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(細郷道一君) 固定資産税をどう考えるかということが基本にあるわけでありまして、われわれは固定資産税を個別的な財産税であるというふうに観念をいたしております。したがって、その適正な時価をどうやって求めていくかという場合に、必ずしも収益だけに基礎を置いて求めることは妥当でないのではなからうか。ほかの土地につきましても、先ほど申し上げられたようなこともありますが、また、収益性というようになるとなると、まいりまして、たとえば大企業の手でござりまする償却資産等につきましても、これをどう考えていくかといったような問題も実はあるわけでございます。そして、そういうことを考えた末にいま申し上げたような方式をとることにいたしましたわけでございます。

○占部秀男君 局長の言われたその収益だけが評価の基準ではないと、こういう点については、私もそうじゃないかと思うのですが、ただ、私がなぜ収益還元方式を農地について固執をしているかというと、いまの事情の中で農民は御存じのようにもうかつてはいいのです。それなのに土地の評価だけが上がっていくということになると、土地を売る場合にはある程度利益になるかもしれないけれども、引き続いて農業を営む場合には、公課その他の民間関係のいろいろな負担金その他の関係もあって、私は相当農民には、額の大小はとにかく、他の輸出すべき、あるいは押しつけられるような半義務的な金を出さなければならない問題に連累をして、農家の出す負担というものは多くなっているんじゃないかという心配があるものでありますから一つはそういうことを言ったんですが、そういう点について何か検討されたことはありますか。

○政府委員(細郷道一君) まあ確かに農業については、農業の特殊な地位があるかと考えております。したがって、同じ評価をいたすにいたしましても、売買実例価格を基準とはいって、売買取引が、農地売買の実態にかんがみ、原価収益補正といったようなことも実はいたしておるわけでありまして、それからなお、評価は先ほど申し上げましたようなことでやっておるわけでありまして、御承知のような農業の特殊性というようにも考慮いたしまして、今回、暫定措置ではございまして、その中で農地についての税負担を据え置くといったような考慮を払ったわけでございます。

○林虎雄君 関連。原野はどうなるのですか。開拓などの場合に、農林省では、開拓して成功検査を受ければ農地と認められるわけですが、それ以前の畑地ですね、これはどうなりますか。

たといえば農地は、課税する場合も現状、そしてその他は約二割というものを認めておるわけですが、農地以前のものはどうなりますか。

○政府委員(細郷道一君) ここで農地と申しておりますのは、現に耕作をしている田畑という考えに立っておりますので、その現況によってこれを判断するものと思っております。

○林虎雄君 原野といいますが、採草地も畑地とは認められない場合もあると思いますが、採草地などはどういうふうにごらんになりますか。

○政府委員(細郷道一君) 一口に採草地と申しまして、計画的に経営的な採草地として使っておるものもございまして、自然な状態において採草地になつておるものもあるようでございまして、したがって、そういう畑として計画的に使われておるようなものは畑に大体なつておると見ております。それ以外であります、あるいは牧場であったり、原野であったりすることがあるわけでありまして、

○林虎雄君 この原野の場合、現状を見て農地と認めていくか認めていかないかということだと思いが、個々の農家の経営しておる農地に付属しておるような原野ですね、そういう場合に、これは農地とみなしていく方針ですか、それともそうでないかですね。

○政府委員(細郷道一君) それを持つておる人の属性といいますが、農家が持つていれば農地というふうには見ていないのでありまして、あくまでもその土地の現況で現に耕作をしているかどうかによって農地であるかないかを判断をする、こういうことにはいたしております。

○林虎雄君 そうなりますと、農地以外の原野の場合ですね、価値としては農地より以下の原野に対して認められなければ、課税というものは多くされるということにまあ理屈上なと思はれますが、そう解釈していいのでございませうか。

○政府委員(細郷道一君) 農地以外の原野でございまして、今回の暫定措置で三年間は従来の二割増の課税と、こういうことでございまして。

○林虎雄君 そうなりますと、価値の付いた農地は現状であり、それ以下のまだ価値を持たない原野のほうが二割上がるという理屈になるわけですが、ちよつと矛盾しているような気がしますが、どうですか、この点は。

○政府委員(細郷道一君) 計算上はそういうことにはなりますが、ただ、税負担という面から見ると、ただ、税負担の評価額が御承知のように原野でありまして、非常にわずかなものでございまして、田畑にすれば上がってまいりますので、必ずしも実質的な税負担としてはそれだけでは判断できないかと思っております。

○林虎雄君 確かに局長さんのおっしゃるとおりだと思いが、それでも、もともと価値が低いからいたしたことはなくとも、農地よりは上がるといふ理屈がちよつと筋としておかしいような気がしますが、どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 実際の税負担としては、同じ地積をとれば低いものと思ひます。

○林虎雄君 それは理屈上ですね。

○政府委員(細郷道一君) いまお話をいたしましたように、負担といひますか、上昇の率と申しますか、その点で

は確かに違いがあるわけでございます。ただ、農地として田畑だけをとってまいりましたことは、やはり従来からの一般的な観念もございまして、田畑についての農業の田畑、農業についての特殊性を考慮いたしたものでございまして。

○占部秀男君 次に、固定資産税のこういうような大きな改革を行なうというふうな機会に、私はいまだ利用されてない空閑地についての何といたすか課税の問題を自治省として検討すべきではなかつたかと思うんです。つまり、最近土地の投機が非常にやっておりますわけですね。このごろの投機は、単に大都市の周辺というだけじゃなくて、北海道から九州まで相当全国的な幅で買つておいて、そしてムードをつくつてつり上げる、そういうことで一般に住居のための土地がほしいとか、あるいは実際に土地を必要としておる人たちが、だんだんと手が届かないようなうなぎになってきておるの、まあ現状は御存じのとおりなんです。土地の経済法則の上からいって自然的に上がっていくという形のやつは、これはあり得るとしても、空閑地をむやみに何というか投機の対象として、特に住居や土地のない国民が多い現状の中でそういうことが行なわれているというところについては、われわれはやはり政府としても一つの規制をすべきじゃないかと思うのですが、そういうことにも関連する問題点でもあるのですが、何かそういう点について検討をされたことはございませうか。

○政府委員(細郷道一君) まあおっしゃるとおりの状況でございまして、空閑地についてどうするかという

ことは、われわれとしても検討しなければならぬ事項であるわけであり、それは、宅地制度審議会におきましてもその問題が同様に提出して、空閑地税を考へてみてはどうだろうか。もとよりほかの施策もあわせて考へなければならぬのでありますが、税制の面で空閑地に対して何らかの課税はどうかと、いろいろ研究をいたして、もたらせておるわけでございます。何を空閑地と見るか、あるいはその期間をどう考へていくか、いろいろ技術上の問題が非常にむずかしい点が多いと、いまして、なお検討段階にあるというふうな状況でございます。ただ、現行の税制のもとにおきましては、土地の売買が行なわれてまいりますれば、徴税の面におきましても不動産取得税といったようなものによって捕捉をいたしておるわけでありまして、

なお御指摘の空閑地の問題については、今後引き続き検討するべきものと考へております。

○占部秀男君 これは細郷さんには私初めてこの問題聞いたんですが、たびたび自治省の財政局長にはお伺いをしておるわけなんです。いつも御答弁が、何を空閑地として規定するかというところについての捕捉のしかたが非常に問題だと、こういうことでずっとやってきたんですが、これは、やはり実際問題として政府が投機的な土地の何といひますか売買行為といひますか、そういうようなものを規制しようとする場合には、そういうような意味合いからの捕捉のしかたができるんじゃないか、と、われわれはしようと思つて、どうもむずかしいのだと言わ

れてしまえばそれまでなんですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 私どもも感情的には全くおっしゃる御意見はよくわかるのでございますが、何ぶんにも投機的にいくかどうかということ、その人の心の中に持たれておることが多いこと、外見的にこれを捕捉するということ、非常にむずかしいのじゃないか、と、いろいろと、何かから空閑地の捕捉がむずかしいというふうなことでございまして、何かいい方法があれば私どもとしてもその方式について取組んでいきたい、という心境にございまして。

○占部秀男君 たとえばこれは、土地を考へたとしても、住宅用の土地を買って三五年なり五十年なりは、買つて二年とか三年とかいうんで、それ以上は、住宅を建てないような場合には、税金をかけるのか、こういうふうなことはできないものでしょうか。非常に素朴なところと論議なんです、これは、だいたいその点大きな問題なんです、われわれも何とかというか、ああいう横行は押えていかなければならぬじゃないかという観点を持っておるのである、と、そのまゝ使つて、こういうことになり

ずかしいのではないかと、こう考へておるわけでございます。

○占部秀男君 念のためにお聞きしますが、そうすると、今度の新評価は、いわゆる固定資産税そのものについて、暫定措置が三年間あるわけですが、ほかの税のね返りはそのまゝやるということになるわけでございますか。

○政府委員(細郷道一君) 不動産取得税につきましては、従来から固定資産税の評価額と、こういうことになつてま

なことは考へなかつたのであります。

○政府委員(細郷道一君) 現在行なわれております非課税あるいは課税標準の特例措置につきましては、それぞれ非常に固定資産の比率が高い、あるいは非常に大規模な公共的な事業である電気とかガスとかといった公共的な事業である、あるいは料金について特定の規制を受けている事業である、こういったようなものについて、設置当初におきます税負担をならしめていくという意味で課税標準の特例をつくつておるわけでございます。これらにつきましましては、やはりそれぞれの目的を達し、ひいては国民大衆への均てんといったようなことも考へられますので、一応このまゝ存置をいたしてまいりたい、かように考へておるような次第でございます。

○石谷憲男君 固定資産の評価をする場合、土地においては、おそろく一坪当たりあるいは一平方メートル当たりという単位についてやるわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 坪あるいは反といったような通俗的な単位でございます。

○石谷憲男君 固定資産の課税台帳に登録されております一単位面積というものがあつたわけですね。これはすべて実測ですか。

○政府委員(細郷道一君) 台帳に登録されます地積は、台帳地積ということでございます。

○石谷憲男君 そういう場合に、御承知のように、山林のようなものにつきましては、非常にプラス・マイナスのなわ延びがあるわけですね。こういうもの、実態はどういう方法で把握され

ているのですか。

○政府委員(細郷道一君) たてまゝといたしましては、実際を台帳が反映をしておるといふたてまゝをとつておるわけでありまして、ただ、現実には、御指摘のように、山林などについては、かなりのなわ延びと申しますか、実測と台帳と違う点もあろうかと思ひます。こういった点を私どもとしてもやはりだんだんに直していかなければいけない、こう考へておるわけでございます。現実には、明らかに間違つておれば、これを直していくというふうな行き方をとつておることも、一方では、御承知のような国土調査法によりまして順次国土の姿が明らかになつてくるというふうなことでこれを補つてまいりたい、かように考へております。

○石谷憲男君 一せいに実測に直すというの、均衡の上からいって、それは当然そうなければならぬ。しかも、なわ延びの姿というものは、地方によりまして非常に違ふんですね。そこで、これを正しくとらえておやりにならないければ、いかに正確に単位当たりの評価額を押えてみても、これは全体として不均衡なことになる、こういうことになるんですが、逐次正されつつあるわけですか。実測に置きかえられつつあるんですか。

○政府委員(細郷道一君) まだ、なかなか全般的というところまで実は行つておりませんが、いま申しました国土調査法等によりまして整備ができておりますところについては、旧来地との均衡を考慮しながら正していこう、こういう行き方をとつておるのでござい

存じのように、まだほんの一部分にし
か実際には行なわれておりません。い
ま御指摘の山林の地積の問題につきま
しては、私どもも大きな課題であると
実は考えておるのでございます。

○石谷憲男君　いま国土調査法の話が出ましたが、国土調査法によりまして實際実地について当たっておる対象面積というものはきわめて狭いものです。そういうものの成果というものが、お待ちになっておっても絶対出てくるものじゃないと思いますが、やりようによれば、他の方法もあるわけですから、すみやかにやはり実測されたものに全国的に置きかえられないかと、私は正しい税負担というものは得られてこないと思うんです。これは御承知と思いますけれども、極端なところは何十倍ということです。まだ実測よりも低いところもあるんです。こういふことでプラス・マイナスのなわ延びがあるんですよ。それで、必ずしも全国的に奥地に行けば行くほどなわ延び率が高くなるということでもない。したがって、実測したのものもって実態をとらまえるという把握のしかたをする以外にないですね。おそらく、そういうことを申し上げても、そんなところまではまだまだ行っていないだろうと思いますけれども、何かの方法によって、やはり台帳に登載されておる面積というものを事実あるものになお置きかえてもらう方法を考えるのもいいと思います。その努力をぜひともしたいだと思います。

○西田信一君 細郷さんに伺います
が、先ほど空閑地税の問題が出てお
りましたが、そういう議論がそれぞれの
機関において検討されておる。あなた

方のほうでも、非常にむずかしさがあるけれども、空閑地税というものは必要があるような御意見のように聞いたらわけですが、この空閑地税ということですが、私は、空閑地税というものの考え方ともわかるのですけれども、しかし、まあ外国の都市なんかの例によりまして、何か家ばかり建ててしまつて、空閑地税というものの考え方が、いわゆる貴重な土地というものを、未利用税というような考え方だと思ひますけれども、しかし、考え方によりましては、もう少しやはり何とか空地をつくるというか、そういう必要が相当あるのじゃないかというふうに思ふわけです。そういう点はやはり相当考へて、空閑地税をただつて土地をずっと軒並みに利用してしまふのだだという考え方だけでいくことは、相当問題があるのじゃないかと思うのですが、そういう点はどう考へておられますか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほどもちょっと触れたのでありますが、空閑地という点につきましては、単に税制だけで問題を割り切るわけにいかないと思うのでありまして、都市計画的な立場に立って、公共用地、あるいは宅地、あるいは工業用地といったようなものをどういうふうに配置していくかという計画のもとにやっていく必要があるうと、こう考えておるわけでございます。ただ、先ほどたまたま税制の面だけでいろいろ申し上げたわけですが……。

○西田信一君 そういう立場から考えることが必要だと思うのですけれど、最も、最近の傾向としましては、どうも

空閑地税を設けろというような同じような考え方があるけれども、公園がつぶされて宅地にかわったり、あるいは緑地なんているものがどんどんつぶされるというような傾向にあるでしょう。そういう点は、むしろ都市計画的な立場からいえば逆な傾向であるとも思うわけです。そういう点で空閑地税なんていることを考えられるときは、よほどそういう点をお考え願いたいということを希望だけ申し上げておきます。

○委員長（竹中恒夫君） 午前中の審査はこの程度にして、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時四十五分開會

○委員長（竹中恒夫君） 休憩前に引き
続き、委員会を再開いたします。

地方税関係二案について質疑を続行いたします。

質疑の方は御発言願います。

○松本賢一君　ちょっとお聞きするんですが、例の減税の補てんの問題ですが、私どもは最初から、初めの年にただし書きはやめるところまでは行ったほうがいいんじゃないかと考えていたし、また、自治省のほうもそういう考えを持っていられたらしいんですが、それが、結局予算が百五十億しか出なかったということで、これは私の想像ですが、こういうふうなものをあとからつくられたのじゃないかと思うんですが、それならそれでやむを得ないことなんです、それはそれとして、この際、とんだ不勉強なことを聞きますが、ただし書きをとっているところの市町村は相当な減税になります。

す、その住民を本位に考えてみると。ところが、そうでないところの住民はたいして減税にならない。気持ちの上で、何となくそっちのほうへももう少し減税を考えたいいいんじゃないかということを私どもは常識的に考えるんですが、そういう点について、特にどういう考慮が払われたか、概略を説明していただきたいと思います。

○政府委員（細郷道一君） 住民税につ
きましては、御承知のように、過去に
おいては五つの方式があったわけであ

りますが、その後、方式が順次整理をされるとともに、国税の影響を遮断をするというようなことで、地方税としての住民税の形を漸次整えてまいりつつあるわけでございますが、その過程におきまして、現在残っております二つの方式の間にあまりにも税負担に激しい差があるというようなことから、住民税自体を検討するにあたって、まずそこに手をつけないというようなことで、若干順序の関係がございまして、御指摘のような方式の統一をいたし、かつ税率が非常に高いものについては正をするような法的な措置を講じたわけでございます。ただ、この方式の統一並びに税率の是正につきましては、御承知のような財政的な影響もございしますので、地方独自においてこれを行いますことには非常にむずかしい点がございますまして、今日までそのままに置かれてまいったわけであります。今回、国の応援も得てそれに踏み切ることができるようになったことは、住民税の将来を考えます上におきまして、税制面から見ても非常にいいことではないだろうか、かように考えておるのでございませう。したがいまして、今回は、

確かにただし書き方式並びに本文でも著しい超過課税をやっております市町村につきましても、その限りにおきましては、住民税全部についてということではございませんけれども、負担の不均衡は正ということになってまいりますと、どうしても現行の負担の過重な面からこれを是正していくということは、税負担の面から見てやむを得ないことではなからうか、かように考えるわけであります。なお、今回の地方税の全体の改正を通じて、事業税におきます個人の軽減、また電気ガス税におきます軽減、そういったようなものは、これは特にその市町村ごとの差は抜きにして、いわゆる一般的な減税ということになるわけでありまして、地方税全体として見てまいりますと、減税の幅に厚薄の差はございますけれども、緊急なものと一般的な減税とが組み合わさって今回の案ができていような次第でございます。

○松本賢一君　そうすると、不均衡の是正ということに一番重点が置かれているわけですね、今回のあれはむしろ。その全般的な減税というよりも、重点的に見てみるとそうなるのですね。不均衡の是正というほうにむしろ重点が置かれているわけです。

○政府委員(細郷道一君)　住民税の所得割りに関しましては不均衡の是正、特にその不均衡も住む市町村ごとによる不均衡の是正、これはやはり全国的な立場でこれを是正しなければならぬ。か個々の市町村としてむしろ問題であったわけでございますので、そこにあらず第一着手をいたしたわけでござ

います。

○松本賢一君 金額的にいってどのくらいになるのですか、全体としてはたしか四百何十億ですか、ちょっと数字忘れましたが、この改正法による減税額というものは六百億でしたか。

○政府委員(細郷道一君) 府県、市町村を通じて政府原案では初年度四百九十五億、平年度八百八十億でございます。

○松本賢一君 そうすると、住民税のほうで三百億ですね、その八百の中

○政府委員(細郷道一君) 住民税の課税方式の統一と標準税率制度の設定に伴いますものが二百九十六億でございますので、八百八十億のうちはその分が入っております。

○松本賢一君 どうですか、この際住民税の不均衡の是正は最も大事に考えなきゃならないんですけれども、一般の減税というものは行なわれないわけですね。本文方式でやっていると

○政府委員(細郷道一君) 本文方式でも税率が非常に超過しておりますところは今回の措置になります、それ以外のところは、今回の改正法では特に変動はございません。

○松本賢一君 それは一・五に押えられたわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 税率につきましては、現在は税率の定めはござい

高いところは大体安いところと肩を並

べる、あるいはそれに近いものになっ

てくるんですけれども、一般的にい

ゆる本文方式でやっていると

うものは、今回の改正では減税にならぬといふことになるわけですが、もう

少し考慮するといふわけにはいきませ

んどすか。たとえば扶養控除をもつと

ふやすとかですね、といったようなこ

とを同時に考えたらと思うのですが、

はり国民の経済あるいは社会生活の水

準の向上といふことは看過することが

できませんので、そういった面を漸次

取り入れつつ、控除の引き上げとか税

率の是正とかいふことを考えていかな

ければならないものと、方向としては

思っておりますが、現在のところは、

ひとまずこの方式の統一等に力を入れ

たわけでございます。

じた幅をつくっておりますので、若干

ずつ違っておるわけでございます。

○松本賢一君 これは、標準というの

ですか、この二、四、六よりも、そう

やって事情に即して伸ばしていくこと

はできるけれども、縮めることはでき

ないですね。ということとは、二百円

のところを百五十円にするとか、百円

にするとかいふことはできないのです

かと思うのですが、これはどうも言い

方が少し無鉄砲な言い方かもしれませ

んが、廃止の方向に向かうというよう

なことは考えておらないですか。

○政府委員(細郷道一君) 均等割り

も、いろいろ字者の間では議論のある

点でございますが、やはり自治体とい

たしまして、地方自治法にもござい

ますように、自治体の施設について

九

とでは要らないのじゃないかというよう
な感じをしておるのですがね。近代
的な税制のとり方が局長とは違ふの
かもしれないけれども、諸外国の例な
んかはどうなんですか。

○政府委員(細郷道一君) 御指摘のよ
うに、間接税でも負担をしておる、確
かにそのとおりであると思ひます。

ただ、間接税では負担に選択の自由が
あるといったような問題がございます
のと、まあ日本の税制は、御承知のよ
うに、どちらかといえば、直接税を中
心とする税体系を従来とおつたとい
うようなこともございますこと、
それから地方税としては、やはり自治
体の住民の自治意識を高めるといふ意
味においては、どちらかといえば、間
接税による負担よりも直接税による負
担のほうがより効果的ではなからうか
といったようないろいろなことがござ
いまして、実はこういう均等割りのな
ども、額はわずかながらございますが、
考えられておるのでございまして、や
はり自治体におります住民として、全
然自治体の税負担に参画をしないとい
うこともいかながら思われまふので、
われわれとしてはこの均等割りも捨て
がたいものと考えておるのでございま
す。

○占部秀男君 関連して念のために
伺つておきたいのですが、均等割り
ですか、均等割りが免除されるクラス
がありますね。あれは生活保護を受けて
おるものですか。

○政府委員(細郷道一君) 均等割りを
免除されるものは「前年中において所
得を有しなかつたもの」、それから、
「生活保護法の規定による生活扶助を
受けている者」、それに「障害者、未成

年者、老年者又は寡婦」で、前年中の
所得が、今回改正案を出しております
二十万円をこえる者を除きますが、そ
れ以下のものについては均等割りを課
されない、こういうことになっており
ます。

○松本賢一君 さっきの均等割りの話
ですが、これは私がかつて経験したこ
とがあるのですが、均等割りを一部の
人に対して安くしたり、あるいは免除
したりということを考えられないかと
言つて私が主張しておつたときに、市
の税務当局に研究してくれと言つた
ら、それはできませんと、こう言うの
です。いま局長さんの答弁による
と、法制的には安くできることになつ
ていて、いふふうにおつしたのだ
すが、そのできる根拠を教へていた
きないと思ひます、法的な。私はで
きないと思ひつてゐるものだから。

○政府委員(細郷道一君) 市町村民税
について申しますと、地方税法の三百
十条に均等割りの税率の規定があるわ
けであります。そこで標準税率とい
うことで、六百円、四百円、二百円と
いう定めがされておるわけでありま
す。そこで、標準税率というもののつ
きまは、地方税法の第一条の用語
の定義のところ、第一条の第一項の
第五号で標準税率についての定義が定
められておりますが、「地方団体が課
税する場合に通常あるべき税率でその
財政上の特別の必要があると認める場
合においては、これによることを要し
ない税率をいい、こういふことにな
つておりますので、標準税率自体、
市町村ではそれを上下する自由はある
わけでありまふ。

○松本賢一君 というと、それよりも
上げる場合の制限はあるけれども、下
げる場合の制限はないということであ
るか、標準よりも。

○政府委員(細郷道一君) それを上げ
る場合の税率の制限はございます。
○松本賢一君 制限はあるわけであ
れ、さっきのお話のように、下げる場
合の制限はないわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 法的にはご
ざいせん。

○鈴木壽君 いまのお答えはそれでま
ずいいと思ひますが、松本先生のお
聞きになつておることは、いわゆるそ
の市町村の特別な財政事情、そういう
ものによるいわゆる標準税率を越えた
もので、あるいは場合によつてはそれ
以下で均等割りを定めることができる
ということ、特殊な条件にある人た
ちにそれを下げたんなかをするとい
うことについて研究してみようとい
うことだか、どうだか、この点では、
一般的にはおっしゃるとおりです。け
れども、特殊な事情のある、あるいは不
具とか何かいろいろ条件があるで
しょうから、気の毒な方に均等割りを
少ない額にしてやりたいということ
で、当時検討したけれどもできなかった
のだから、できないとすればどうい
うところがあるか、あるいはできるとす
ればどういふ点でできるのかと、こ
ういふ質問でしよう。

○政府委員(細郷道一君) 不均一の課
税をしようということだと思ひま
すが、不均一課税は、地方団体にその
選択権がまかされております。地方税
法第六條及び七條において、不均一課
税を地方団体が選ぶ道が開かれてお
ります。法的には可能でございます。

○松本賢一君 そうすると、二百九十
五條にありますが、さっきおつした
生活保護法とか障害者あるいは未成
年者、老年者、寡婦といったようなこ
とが、二百九十五條に出ておるのがそ
れなんですね、さっきおつしたの
は、「市町村民税を課することができ
ない」といふ……。

○政府委員(細郷道一君) 二百九十五
條にございませぬ。非課税は、法律上の非
課税規定でございまして、この部分
につきましても、地方団体はいわば課
税権を奪われておるわけでございます
。その課税権、与えられております
。課税権の範囲内でも、いま申し上げ
ましたような不均一課税は個々の団体
として選択ができる、こういうたてま
えになっております。

○松本賢一君 そうすると、たとへば
二十万円以下の所得の者とか、三十万
円以下の所得の者とか、三十万円
線を超えて、それより下のところは均
等割りを課さないとか、あるいは半額
にするとか、そういうようなことは地
方団体がやることのできるわけであ
る。

○政府委員(細郷道一君) 第六條で申
しておりますのは、いわば個別的な
ケースについての問題でございまして
、抽象的、一律的にやういふとい
うことについては問題がございませ
ぬ。

○松本賢一君 そうすると、やっぱり
できないといふことですね。

○政府委員(細郷道一君) 個別的な態
様によると思ひます。したがって、お聞
きになつた場合がどういふ場合であ
りましたかにもよると思ひます。

○松本賢一君 それではもっと具体的
に申しましよう。こうなんですよ。所
得割りを私のところでは非常に高く
かけてゐるのです。ただし書きではな
いけれども、非常に高くかけてゐる。
それを減らそうといふことで、それを減
らすと、所得割りを減らしてゐる人
は減税になるけれども、それ以下の大
市民の半分くらいの人に対しては何
ら減税にならない。とすると、均等割
りのほうを少しでも負けてやろうとい
ふか、下のほうの人には、ということ
で私が研究してくれと、こう言つたわ
けです。

○政府委員(細郷道一君) いま御指
摘のような例でありますと、むずかし
いと思ひます。

○松本賢一君 できないのですか、
やっぱ。わかりました。そうする
と、いまの法律ではそれができない。
それで私はできるようにしたほうが
いいのじゃないかと思ひます。そう
いふ点はどうですか。

○政府委員(細郷道一君) その点につ
きましては、先ほどもちょっと触れ
ましたように、均等割りの額自体が非
常に小さい額でございまして、ことに
現行均等割りの額とくらべております
と二十六年以後というふうなことを考
えてまいりますと、そこまでの考慮を
する必要があるのではなからうかとい
うような気がいたすわけでありませ
ぬ。もちろん、特殊な、あるいは災害を
受けたといったような場合でありま
す。と、個々減免という方式もござい
ますので、個々に個々の納税者につ
いてそれによつて負担の軽減をはか
るといふ道は別個にあるわけござい
ますが、いまのところそこまで考
える段階ではないのではないかとい
ふ感じがいたします。

○松本賢一君 これは、さつき局長さんの最初でできるとお答えになったのが間違つた答えだということをお私言のじゃないですよ。そうじゃないので、そういうふうにお答えになるように常識ではできていないのじゃないかという気が私もあるし、おそろく皆さん方にもそういう感じがするのじゃないかと思うのです。そうすると、そういう権限を自治体に与えておいても差しつかえない。自治体が無理にやらなくてもいいけれども、やろうと思えばできるということはおいたほうがいいのじゃないかと思うのです。そういふ根拠は、そういう点はいかがですか。

○政府委員(細郷道一君) まあ、均等割りの六百円、四百円、二百円というのを下げてきめること、これは可能でございます。先ほど申し上げましたように。

○松本賢一君 全部に対してね。

○政府委員(細郷道一君) それは全部に対して可能なわけでございます。ところが、その中で、ある条件を備えた人だけ、あるいはその人の所得の額に差をつけるというようなことになってまいりますと、いわば二段階とか三段階とかいうような均等割りの税率区分にするわけですが、そういうことは均等割りの性質上、われわれとしては好ましくないことと、こう考えておるのでございまして、そういうものについてはできない、こういうこととさせていただきます。

○鈴木壽君 ちょっと関連して。いまのお話、それでわかりましたが、さつき

の松本さんとあなたとの——全部聞かないでしまつて申しわけありませんが、あなたが不均一課税ができるとおっしゃったのは、六条、七条、特に七条をそういうふうに読めるんだ、こういう御説明であつたと思ひますが、七条の不均一課税というものは、個々の人に対するいわゆる不均一課税でなしに、これはやっぱり、たとえばAな区域、限られた地域、こういうところ、場合によつては不均一の課税をすることができると規定したと私は、いままで読んでおりましたのですが、もっと端的に申し上げると、市町村合併が行なわれて、A、B、Cの三つのそれぞれのもとの町村、これが合併されることによって、あるところへ高いところへばつたられるというふうなことは実際上困る。またその必要もないというふうな問題があつた際に、場合によつては、期限を定めて、従来のような税でやらせる、その結果としてのいわゆる不均一の課税をするんだ、こういうことのためのいわゆる不均一課税の規定だと思ひます。それが、私はいままでそういうふうな第七條を讀んでおりましたが、したがつて、いまの局長のお話で、いや個々の人たちに對する段階を設けての標準税率より安くなるような、そういうことはできないものと考えられていることと、まあわかつたやうなものですが、確かめておきたいと思ひます。第七條の趣旨というものを、第七條といふのは、私がいま申し上げたやうな理解ではないんですか。それとも、いや地域間のアンバランスというか、不均一よりも、そのほかになお

個人といひますか、個々の人方に対する不均一ということも含む規定であること、こういうふうな解釈すべきであるのか、その点確かめておきたい。

○政府委員(細郷道一君) 第七條は、むしろ課税をするほうの規定でございます。これにつきましては、特に利益のある事件については、部分的な不均一課税と申しまして、これはふやすほうでございまして、そのほうは七條によつて、受益による不均一課税ということであるわけでございます。

○松本賢一君 そうすると、念のためにもう一ぺん確かめておきますが、第二百九十五條第一項に書かれておる者のその範圍を、地方自治体の独自の立場によつて広げることとはできないということですね。そういうことにもなるわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 二百九十五條は、もう法定の非課税でございますので、地方団体が何らの意思表示をしないで、当然非課税、こういうこととさせていただきます。

○松本賢一君 だから、さつきの話、こつちの角度から見ると、私がその研究をしてみようと言つたことは、結局この課税をふやすということになるわけですね。市民の一部の人に減免をするということは、一律に減らすのではなくて、そういうことになるわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 結局、先ほど申し上げましたやうに、均等割りの段階課税を取ることとさせていただきます。

○松本賢一君 段階とは限らぬ。段階にする場合もあるかもしれぬけれども、段階でなくとも、免税の範圍を広

げるわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 免税の範圍を広げても、その場合には、課税權のある範圍内では段階課税というところになると思ひますが、その場合には、われわれとしては均等割りの性質から見まして適當でないか、ということで、実は数年前でありましたか、そういうことを意圖しようとした市町村もございまして、実例によつても明らかになつてゐる点でございます。

○松本賢一君 そうすると、この第二百九十五條の一項の第三ですか、「障害者、未成年者、老年者又は寡婦」と、こういうことを書かれて、その中で、二十万円以下の所得の人に対しては課税することができないということになるわけですね。そうすると、これが二十万円の所得という、やはりそういう線が一つ引かれておるわけですね。これはやはり、何といひますか、いまの均等割りというものに段階をつけることになるのではないですか、やはりそういうことと。

○政府委員(細郷道一君) 二百九十五條自体は、「市町村民税を課することのできない」というので、均等割り、所得割りを通じて課税ができないやうにされておるわけですが、この十八万円、今回二十万円に引き上げをお願いいたしておりますが、二十万円に引き上げました根拠は、生活保護法によりまして生活保護基準の引き上げにおおむね合わせて今回二十万円に引き上げるやうにいたしましたわけでございます。その点は、第二号にありますが、場合とのバランスをとつてきめておるやうな次第でございます。

○松本賢一君 そうすると、「生活保

護法の規定による生活扶助を受けている者」と、これと金額を合わせたかどうですか。それでわかるのですが、先ほどから言うやうに、これを地方自治体に、もつとほかの人に均等割りを課さないということをはきめる権限を与えたほうがいいと私は判断するので、税金を高く取るほうはあるところ、線が引かれておるのだけれども、安く——安くと言ふよりも、むしろ取らない、あるいは安くするということもあるやうな、そういうことはやるべきでないということにきめられてしまつてゐる。ということ、どうも地方自治体に対して、もう少しそういう権限を与えて自由にさせたいと思ひますがね。

○政府委員(細郷道一君) 均等割りには、そういうことで、均等に課税するからこれを徹するようにしたてまえになつておるわけでありまして、それだけにその税率も非常に低い税率に実は定めておるわけでありまして、均等割りのそういう特性からいまして、やはりその程度のものは自治体の住民として負担をしていただいていいのではなからうかという考え方で指導しておるわけでありまして、

○松本賢一君 占部さんもおっしゃつたやうに、私どもはとも均等割りといふものは、どちらかといへば、あまりいい税金じゃないという考えを持つておつて見ているから、そういう議論も出てくるのじゃないかと思ひますけれども、私はやはりあまりいい税金じゃないと思ひます。実際に均等割りを納めている人たちの中には、免税をしてあげたいやうな人がたくさんお

護法の規定による生活扶助を受けている者」と、これと金額を合わせたかどうですか。それでわかるのですが、先ほどから言うやうに、これを地方自治体に、もつとほかの人に均等割りを課さないということをはきめる権限を与えたほうがいいと私は判断するので、税金を高く取るほうはあるところ、線が引かれておるのだけれども、安く——安くと言ふよりも、むしろ取らない、あるいは安くするということもあるやうな、そういうことはやるべきでないということにきめられてしまつてゐる。ということ、どうも地方自治体に対して、もう少しそういう権限を与えて自由にさせたいと思ひますがね。

ります。ですから、そういう税金というものを、よくよく特別な生活保護といったような人達以外からは全部取るのだという考え方は、やはりどうかと思うのですが。

○政府委員(細郷道一君) いろいろ御意見のある点だろうと思いますが、地方税の住民税の前身であります戸数割り、そういう時代から見ても合理的な制度に現在なってきたておるのではありませんか、いま御指摘の均等割り以外は、ほとんどが、そういう所得割りも今回の改正等によりまして非常に負担の面では合理化されてきておるのではありませんか。そこでいまのような非常に気の毒な人というのにつきましても、別途に減免という方法もございまして、減免の制度を活用することも可能でございます。そういう面でも、どうしても市町村内の事情から見て、減免をすべき事情があると見れば、減免ということによって、その人についてのそのときの負担の軽減をはかることが可能なのでございます。

○松本善一君 それは、個々の人に対してそういうことができるけれども、これは当然のことだと思ふのです。それでなく、その自治体の事情によってやることのできる道だけはあけておくということが、私はいいような気がするのですが、その点はもう考え方の相違ですから、ここで何回繰り返しても同じだろうと思ふますから、なるべくそういうふうな考えでもらいたいというのを申し上げておきたいと思ふのです。

○鈴木壽君 関連して。さっき局長から、いわゆる標準税率の考え方についてお話をあつた際に、均等割りの額をもっとふやして取ることも、制限はありますが、上のほうにはふやして取ることもできるし、また逆に、その額よりも低い額を定めることもできるというふうにおっしゃったのでございまして、それは、もう一度お聞きしますか、いかがですか。

○政府委員(細郷道一君) 均等割りの税率を、標準税率を上下することは可能でございます。

○鈴木壽君 それから、さっきの六条、七条の不均一課税の問題、これをひとつはつきりした解釈をお聞きしておきたいと思ふますが、私前提を設けないでお聞きしますが、これはこうだとか、これはこうだということなしに、六条の二項、七条の場合の不均一課税の場合、これはどういうことを言っているのか、どういうことを予想しているのか、そういうことをひとつお聞きしたい。

○政府委員(細郷道一君) 六条、七条の具体に使われている事例を見てまいりますと、六条の場合は、たとえば低開発地域と申しますか、その部分の開発のために軽減をすとか、あるいは工場誘致のために軽減をすとかいふようなことで、六条が働いている事例がございまして、それから七条のほうでは、ある一部について、道路をつくるとかあるいは下水を整備するとかいふようなことによつて、特に負担をよけい求めているといったような使用方をしているものでございまして。

○鈴木壽君 その場合、さっきも私ちよつとお聞きした際に申し上げましたが、地域的な問題としては、これは同じ市町村、町なら町の中でもある地

域にとつて、ときには軽減をす、あるいはときにはもつと多く負担をしてもらう、こういうことじゃないだろうかと私思ふのですが、その点はどうか。

○政府委員(細郷道一君) 六条の場合には、一般的には地域的な広狭を予定はいたしてないわけでありまして、むしろ先ほど申し上げたような事案的なことを予定しているわけでありまして、それが地域に結びつく、ある低開発地域であるとかといったような地域に結びつくこともありますが、考え方としてはむしろその事案のほうに主眼が置かれていて、こういうことでござい

○鈴木壽君 ですから、低開発地域なるがゆえに税の軽減をすというのからには、これは不均一課税というのには、言うまでもなく、ある町なら町の中のある地域とある地域において均等ならざる課税をするのだ、こういうことでは、問題には地域でないとおかしいじゃないですか。事案といつても、低開発地域のごとくどうかぶるのですか。全部にかぶるなら、何も不均一課税ではなくして、その町なら町全部の場合でしようし、その町なら町、村なら村、市なら市の中である区域に對する軽減措置あるいはもつと税金を何かの施設等によつて多くの税金をちよつだいをする。こういうことでしようから、私はあくまでもやはりその市町村内における部分的な地域の問題として、地域と地域の問題として考

えないと、この場合の不均一課税というのの意味がなくなるのではないかと

○政府委員(細郷道一君) 考え方の順

番だけの問題になると思ふますが、六条で申しておりますのは、その事由をつかまえての適否を判断いたしますので、考え方の順序としては、その事案をとらえるのがまず先である。しかし、それがいまおっしゃるような、ある地域に結びつく場合もございまして、その結果において、地域について不均一課税が行なわれることもござい

○鈴木壽君 順序は、いま申し上げたようなことになるわけでございます。

○鈴木壽君 しつこいようですが、結びつかないような場合とどういふことがあ

○政府委員(細郷道一君) 結びつかないような場合は、たとえば工場誘致といったような場合で、ある工場が来る。その工場に対してその所在のいろいろな条件がありますが、課税を不均一課税をするといったような場合は、必ずしも地域に結びつかないと思

○鈴木壽君 それがいわゆる、そこで言う不均一課税なのか。その工場なら工場に對する一つの特別な措置としての税の軽減等があるけれども、それがいわゆるここで言う不均一課税であるのか。特殊のものに對する、私は特殊の特別な措置としての、それだとすれば理解できるのですが、ちよつとその点私わからなくなりましたね。それは、たとえばもつと工場等に對する場合には、特別にやはり一つの税法なら税法のほかに、特別にその何かの条例なんかつくらなければいけませんよ。で、そういう限りにおいてのものは私は不均一課税というのじゃないと思

○鈴木壽君 私はその思う、これは

○政府委員(細郷道一君) 新市町村建

○鈴木壽君 新市町村建

○鈴木壽君 新市町村建

○鈴木壽君 新市町村建

○鈴木壽君 新市町村建

○鈴木壽君 新市町村建

○鈴木壽君 新市町村建

○鈴木壽君 新市町村建

そうしますと、町村合併促進法な
り、あるいはいまの新市町村建設促進

それで第二年度に現在の遊技制度

一、第一問是を解するに、

10-11-2023

の常態たるが、それと異なる

の際、考え方としては、所得税、県民税、市町村民税三つの同じ所得課税の中で、道府県民税については比例税率の負担を求めていくようにしたいという考慮から、税率につきましては、いわずに比例税率のものをとらうと、こう考えたわけでありまして、その際に、国税の所得税からの税源の移譲も御承知のとおり受けたわけでございまして、そういった移譲を受ける関係で、所得税とこの県民税とを通じた、総合的な負担においてやはり累進的な効果を持たなければいけないというようなことで、所得税の税率についても累進効果を持たせたいという意味で百五十万超の部分について高い四四税率を設けるというように現在制度ができておるわけでございます。したがって、いまの県民税につきましても、いわば本文方式、市町村民税でいえば本文方式に内容的になつておりまして、かつ、その負担関係においては、所得税との総合負担関係を考慮して定められた税率区分でございまして、われわれとしては県民税だけにいてこれをいじっていくというわけにはいかないというのが現在の段階にある姿でございます。したがって、今回は県民税は本文方式になつておりますが、市町村民税についてはその本文方式でないだし書きの部分があるということ、全体から申しまして、先ほどから申し上げておりますように、負担の一番実質的に重くかかっておる部分を排除していいというように、市町村住民税所得割りの方式の是正にまず手をつけたと、こういうことでございます。

○占部秀男君 所得税との関連において、府県民税については比例税率のなり方をしておると、こういう意味でおっしゃるのですけれども、その関連が二段階でなければならぬような関連なんですか、その点はいかがですか。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、当時の立法されて結論が出ます経過におきましては、当初は府県民税については一本の比例税率でやり、累進効果はすべてあけて所得税でこれを処理していくという考え方を実はとつたのであります。いろいろなやってみますと、所得税だけで累進効果を出すことが非常にむずかしいので、所得の高い部分については県民税にも二段階税率をつくることによつて、あわせて累進、総合的な累進効果をする、いわば具体的には高額の人はそれなりの重い税負担をせよというふうな考え方がございまして、現在の二段階になつておるわけでございます。

○占部秀男君 もちろん比例税率と累進税率ですから、性格的にその二つを平面的に比較することは無理だと思ふのですけれども、これは現在の規定では、百五十万円以下と百五十万円を超える金額ということ、百五十万円以下一つの分れ目になつておるだけですね。片方が百五十万円以下は百分の二、百五十万円以上は百分の四と、税率の上では倍のようになっておりますけれども、これでは百五十万円、たとえば市町村民税などを見ると、これは累進的な形ですから、刻み方が非常にこまかくはなつておると思うのですけれども、ともかく百五十万円段階までは五段階あるわけですね。そして百

五十万円以上の段階は八段階だと思ひますが、あるわけですね。かような姿の中で、これではあまりに私は均衡を失するやうな形があるのじゃないか、せめてこの百五十万円以下については、一段階百分の一程度の税率のものを、一段階百分の二程度の税率のものを、百五十万円をこえる金額の上の段階においても、逆に税率を、もっと百分の五なり六なり七なりにし、金額は大きいのですから、税収面では非常に大きいと思うのですが、そういうやうなもう一段階ぐらいつつの刻みをつくつても不思議ではないような私は気がするのですが、そういう点はどうかでございますか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げましたように、県民税のこの税率をつくる過程においては、所得税も合わせた姿での負担の累進効果をねらつておるということでございます。具体的に申しますれば、百五十万円以下のものについて、府県民税では二四の税率になつておるのですが、その以下の刻みにつきましては、所得税のほうで刻みをつくつて、その部分の税率を順次低いほど下げておるわけでございます。俗に言へば、低い所得の人は所得税で軽くなつて、県民税でその部分が重くなつて、重いというこゝの表現は悪いのですけれども、そういうった姿になつておるわけです。それによつて、合わせることにによる総合的な累進効果をねらつておる。合わせてこれによつて県民税の所得の税収の分布が、なりに全国的にひどい偏在度をあらわさずに可能になつてくるというやうな効果があつてきたものでございまして、いますぐこれだけをいじることはむずかしいことだと思つ

ております。

○鈴木壽君 住民税の今回の方式統一ということから、超過課税の解消についてのそれを一、二お聞きしたいのですが、さつき占部委員からも指摘がありましたように、今回のたし書き方式から本文方式へ移るための過渡的な一つの方法として、扶養家族控除というものを取り入れて、専従者控除の問題も取り上げられて、専従者控除を取り上げたというやうなことは、どうも少しかつこうとしてはよくないのだからと思うのですが、それは補給金等の問題もありますし、やむを得ざる範囲内というためには、かくせざるを得ないというところもあるだろうと思ひます。そういうこともわかりますが、何か中途半ばな、しかも一年限りでつけられ、変なかつこうの課税方式がここに生まれてきたのですが、これはどうしますかと、来年度は統一という方針によつて全部いまの本文方式にする、こういうことでございませう。その点はいかがでございますか。

○政府委員(細郷道一君) 四十年度的には一本になるわけでございまして、扶養控除額もそのとおりになるのでございます。

○鈴木壽君 それから四十年度的においては標準税率にすては、率として三百四十四条の三の三項にすれば、今度の改正案のいわば、従来よく使つていたことばで申し上げますと、制限税率というものを設けて、それを一・五倍の率として、その率を越えたそれ以上の課税ができないというふうになるわけなんです、この一・五倍というものの幅を、どういうことでそういうふうにお定めになったので

ですか。

○政府委員(細郷道一君) 純粋に考えますれば、制限税率という規定もしないで地方自治体の自由にするというの、一つの考え方でございますが、ただ現実の問題といたしまして、現在やつております負担の状況を見てまいりますと、標準世帯について見ましても、たし書きのところで七倍にもなつており、あるいは本文のところで三倍にもなつておるといったやうな状況がございまして、これを一・五倍にまで制限をするようにいたしましたわけであります。一・五という、いわゆる五割増しにいたしましたことは、市町村の税制の中で現在固定資産税についても五割増しの制限税率を設けております。市町村税制の中で固定資産税と並んで重要な柱となつております。この住民税について、いま申し上げたやうな激しい超過課税の状況を直すにあつては、五割程度にして市町村の幅をもつと置いてもらふ方がいんじやなからうか、こういう判断で一・五倍ということにいたしましたわけであります。

○鈴木壽君 制限税率というものを設けるというところもわからなくはないのですが、従来の住民税の各市町村におけるほかの実態からしますと、これはまたもう一度こういふものを設けることによつて不均衡が出るのだというやうなことで、もう一度手直ししなければいけないというやうな事態が来ると思ふのですが、というの、少し先を見通したやうな話をして恐縮であります。三十七年度からのいわゆる本文方式とたし書き方式、この二つに実は合わせた方式がいれば整理されたか

こうで残りしました。その際、本文方式でやるのがそれが趣旨なんだ、特別の財政の事情、財政の必要のある市町村に限ってただし書き方式のそれをも認めるのだ、自治省は指導としてあくまでも本文方式を中心にしてやるのだ、こういうことをこの委員会の席でおっしゃっておるのです。ところが、結果はいま非常に問題になって、こういうふうな手直し、不均衡は正というふうなことをしなければならぬという状態、いわゆる特別な財政の事情とか、あるいは財政上の必要とかいうことが、これが本来のそのようになってしまつて、全市町村の八一％もただし書き方式をとっている。しかも、準拠税率をはるかに越えた税率で課税をしてゐる。これは本文方式、中心であるべき本文方式をとっておるのとはずか九一％しかないという、こういう事態があるとして、これを考えた場合に、これはいわば公認みたいになつていふこと、一・五倍までは取つていいんだと、こういうことにはいまの情勢からいふといくんじやないかと私心配します。いや、それは地方税法だからその地方の財政事情等によつて自由になつてゐることをやればいいんじゃないかと、こうしてはつておけない私は問題が出てくると思うのです。一・五倍、いわゆる五割増しということ。簡単に言つと、なに五割程度だと言ふのですが、かりに一万円の住民税を納める人は五割増しですと一万五千円という額になりますね。これは決してその住民にとっては小さい額じやないのです。せんだつても、現在の住民税がまだ私は負担の点からいって重いと、こういうことを申し上げて、それに対

して対策がないかということをお尋ねしましたが、やっぱりこういう際に、いわゆる不均衡を正をするんだという、こういうたてまえの際には、かりに制限税率というものを設けるにしても、その幅というものは極力小さいものにすべきじやないのだろうか。そうでないと、繰り返して申し上げますが、さつき申したような、これがもう一・五倍まではいいんだということ、七割も八割も町村がこういうふうにかつこうになつてしまつたら、どうもこれはねらつた不均衡は正ですね。それはある程度は是正されたにしても、依然としてやっぱり問題として残るんじゃないかと、こういうことを私は心配するのですがね。この点の見通し等についていかがでございますか。

○政府委員(細郷道一君) 五割増しにいたしましたのは、先ほど申し上げたような事情で、非常に激しい超過課税に對して国の補助も得てこれをやるという現段階においてこれをいたしたわけでございますが、今後住民税の負担についてどうこれを考えていくかということにつきましては、従来といへども、われわれとしてはやはり本文方式というものが本則であるという考え方のものと指導をいたしたておるわけでありまして、具体的にも、御承知のようない交付税の計算等におきまして、本文方式を使つておるといふことがそのあらわれでございますが、それによる方式の指導をいたしたておるわけでありまして、今後、やはり市町村の財政問題にもからんでまいる問題でございますので、順次交付税の財政需要を引き上げていくというようになるといふことで、通常の場合は立

ちいけるようにすべきものと、こう考へておるのでございます。ただ、五割の制限税率の幅につきましては、先ほど申し上げました固定資産税の現行の幅の五割ということも考え、また市町村の税制の中で、やはり所得に対する税制が一番弾力的な余地が強いものであるというふうなことを考へて、現在の五割にいたしておる次第でございます。

○鈴木壽君 住民税が弾力性を持つてくるといふことで、そういう点を押し進めていきますと、前にもちよつと触れたように、やはり標準税率とか何とかいふものを定めること自体がなかなかつてくるのですよ。これはいまの準拠税率だつていいじやないか。それは確かに地方税のあり方、考え方の中にはそういう考えもあるけれども、現実にはそういうことではないのだというところで、かつてな弾力性を持たせては困るというふうなことで、こういうふうな法定の率をきめたりなんか、いろいろな控除の問題をきめたりなんかしてありますから、考え方の一つのそれとしてはそういうふうなお話でやつてもいいと思ひますけれども、しかし、こういういまの税金の場合に、いわゆる不均衡な負担というものを解消しなければならぬというとき、五割の幅を認めるというふうなことは、私はそれこそ仏つて魂を入れないというふうな、こういう結果になると思ひます。それからもう一つは、あなた方が指導は、いわゆる今度本文方式といふことばはないでしょうが、その一つの方式に、現在の本文方式によつて指導する。そして標準税率といふことによつての指導とい

うことをおっしゃるのですが、事実、さつきもちよつと触れましたように、三十七年度、三十八年度における指導というものは、そういうきつちとした指導じやなかった。なかつたところ、ただし書き方式をとるものが八割をこすというふうな事態になつてきた。それからもう一つ、あなた方そういう指導をすると言ひながら、あなた方の指導もおそろひかたないだらうと思はれるのは、減収補てんの問題です。今度のいわゆる減収によつて減収を生ずる、それに対する補てんをあなた方は考へてゐるのだが、一・五倍までの、それまでの上にある部分をそこまで切つて、その上の減収した分については起債等を認めていくのだが、それをくぐつた一・三倍程度にしたやつ、一・五と一・三との間のそういうところの減収といふものの減収補てんといふものは見ないというふうな、起債の上では見ないというふうな、私考へ方であるように聞きますから、もしそうでないといふれば、そのいまの私のは取り消しをしますが、もしそうだとすれば、ますますもつて、事実上、これは減収したつて制限税率一ぱいでやつたほうがいいし、それより下になるような、かりに一・二倍とか一・三倍程度でやつたつてその減収分は見てもらえないのだと、こういうことからは、気持ちのいい、いさぎよい不均衡の是正のためにも、いま言った標準税率に近づけるというふうな努力は大部分の市町村はしません。私はそういうことを心配してゐるのです。一方で、これはこれでやつてゐると思ひますが、しかし事実上いわゆる財政的な、財政的な措置ではこれしか見てやれないのだと、こうなると、いまの市町村の財政事情とかあるいは考へ方からいへば、これは指導は効果をあげることはできないだらうと思ひます。それが、そういうこともあるのですから、この制限税率を一・五倍にするというふうなことは、これは少しどうして、固定資産税等とのつり合いの上とおしやいますけれども、考へるべきことじやないだらうかと思ひます。そこで、私最後の意見を申し上げますが、これはいま私が申し上げたようなこととおやりになりますか。それととにかく減収した、減収した分を全部起債で見つてやる、こういうことでやりますか。その点ひとつ。

○政府委員(細郷道一君) 今回の起債を起すことのできる範囲は、おっしゃるとおり、税率で言へば一・五倍超の部分についてでございます。そこでわれわれといたしましては、これだけ画期的な住民負担の軽減をはかつた機会でもございまして、これを機会に、やはり将来市町村においてもできるだけ財政上の特別な事由による超過課税といふものを正常な姿に持つていく、そのような市町村についてはできるだけそれをはずすようなくふうをしていかなければならぬ、かように考へておるのでございまして、交付税の財政需要の見方等につきましても、今後十分くふうをして、それが徐々にできまうように努力をしてまいりたい、かように考へております。

○鈴木壽君 交付税の問題になりましたが、きょうは交付税についていろいろお聞きするわけにもまいりませんが、一方でですね、交付税の、今度の三

十九年度からの交付税の税法の改正の中に、基準税率のそれが上がりますね、今度ね。そういうような問題もいまの問題とは無関係でなくなってくるのです。いろいろな問題で、これは交付税で見るとかなんとかこうおっしゃっても、一体どういふふうに見ていくのか。これはいづれあとで聞きたい。しかし、そういう問題はともかくとして、財政的には減収補てんというふうな形においても、一・五倍をこえた部分の減収分は見るしというふうなことになる、さっき言ったただし書き方式をとっている八一%で大部分が標準税率を越した、標準税率を越した率で課税している。こういうところの人は、簡単に標準税率に近づけるといふようなことはできませんよ。もしほんとうに標準税率を本体とし、それによることをあなた方も指導する、このとおりやるとしたら、減収補てんの分についても、そこまで見るといふことでなければこれはできませんよ。そうでないですか。減収分を何も見てくれないというふうなやつは、とてもじゃないがやれっこはないんじゃないかというのが、これは偽らざるあれだと思ふのです。町村で考え方だと思ふのです。どうもそういうところには不十分というか、今回のやり方というものはちょっとおかしいので、せっかく不均衡是正——私どもは二年でやることはやむを得ないと思います、一挙に三百億の金、ほんとにやれば三百億をこすのですが、三百億の金を一挙にというふうなこともなかなかたいへんだと思うから、二年でやることはやむを得ないと思ひま

すけれども、その二年後には、三年目からはやはりいまの本文方式に全部行き、きわめてわずかな、いわゆる特殊な団体以外は標準税率によって住民税を課税をする、こういうところへ持つていかなければこれはもうそになりますよ、話が。私はそう思うのですがね。そういう意味で減収補てん債等に ついても、実はいろいろお聞きしなければならぬことがあります、もし関連でしたら……

○松本賢一君 関連。そうするとですね、いま鈴木さんが質問なさったのの答弁を聞いて、私は実はびっくりしたのですが、あれですか、起債というものは標準税率の一・五倍をこえたものに對して見るわけですか。

○政府委員(細郷道一君) 今回の改正が二つ中身があるわけでございます。一つは課税方式の統一、一つは税率の制限を付す、この両方あるわけでございます。課税方式の統一によりますものは、その減収分に對して補てん債を見る、税率につきましては、一・五倍をこえたものについては一・五まで見る、こういうことでございます。

○松本賢一君 ちょっといまのおことばピンとわからないのですがね。そうすると、この補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案というのがもう一つ出ております。これとも関連すると思ふのですが、今年度百五十億、平年度三百億の減税になるということは、そうするとどっちなんですか、その金額は、標準税率で見た場合に三百億ということになるのですか、それとも一・五までを見たものが三百億になる。どっちなんですか、それは。

○政府委員(細郷道一君) 現在ただし書き方式をとっております市町村が本文方式に変わるための減収、それと税率を一・五超過している場合の一・五までの減収額合計が約三百億でございます、内訳的に見てまいりますと、課税方式の統一のものがそのうち約二百四十億、税率に關係しますものが五十億、こういう姿でございます。

○松本賢一君 そうすると、かりに現在ただし書きをとっている市町村が本文方式に戻った場合、そのところから、一・五までは取れるということですか、そうじゃないですか。

○政府委員(細郷道一君) ただし書きから本文に変わった場合には、その変わったことによる減収額は全部補てん債を見るわけでございます。

○松本賢一君 全部見る……。それから、そうでない市町村に対するものは一・五のところまで見るということですか、一・五をこえたものだけを減収として見るということですか。

○政府委員(細郷道一君) 一・五をこえているものについて一・五まで見る。

○松本賢一君 そうすると、一のところまで減税はしなくてもいいということなんですか。

○政府委員(細郷道一君) それは結局五割の幅はその市町村の運用に残されておるわけでございますので、今回とりますこの法律によるいわばこれは強制措置でございますから、強制措置に伴う減収分は補てん債を見ていく、こういう建て方でございます。

○松本賢一君 そうすると、私どもはこう理解しておったのです。一応の強制で一のところまではやるべきだ、

しかし、よくよく特殊な事情があるところはそれ以上一・五のところまでは——一・五は幅が大き過ぎると私どもは考えますが、一・五のところまでは独自の財源としてお取りなさいというところとうと理解しておったのです、いま話を聞きますと、少し違うように思ひます。それは日をあらためてまたお聞きします。

○鈴木壽君 いま明らかにしたのですが、そういうふうな今回の減収補てんのやり方であるとするれば、これはあなた方、標準税率によることを本体とすべきであるという、そういうことの指導をやるのだと、こうおっしゃって、事実上これはできないことなんです。というのを私はあらためて申し上げなければならぬと思う。現にさっきも例としてあげましたように、二つの方式をとった場合に、これが正しいやり方なんだ、これで指導する、こうおっしゃっておりながら、ただし書き方式をとるものが八一%、本文方式をとるものが一九%と、こういう事態からして、しかも市町村はあの人方から言わせると、とても苦しいのだ、取らなければいけないのだ、こういうことなんですか。こういうときに制限税率も五割増しにし、そうして実際のいわゆる減税による減収補てんもその五割の分は何も見ないのだ、こうなったらこの町村でももう標準税率どおりやるといふことはなくなりまして。そうすると、標準税率と制限税率の一・五倍の、その五割のところ、もしそれを減税としたならば一体どの程度の減収額が出てきま

すか、その点はどうか。

○政府委員(細郷道一君) 三十九年度

で約百億です。

○鈴木壽君 いまのその標準で三百億、方式統一によると二百四十億と、税率超過課税をした場合、初めはこれは標準税率にするつもりだと思つておったから、そのために五十六億とか八億とか、どうもこれはあれだと思つておりましたが、だんだんいまの言うことがわかってみると、むしろ標準税率に近づけさせるためにはほんとうにそれをやるとすれば、いまの五十何億でなしに、いまのお話のおそらく百億もつとあるのじゃないかと思ひます。これは私は別に正確に積み上げて計算したわけじゃありませんから、いわば腰だめの見方ですから、これは責任のあることは言えませんが、私は少なくとも百億を下らないものがあるだろうと思つておりましたが、そうしますと、これはいままでの、何といひますか、私どもが期待をした税法の改正によって不均衡是正ができるのだというふうなことは、これはこれから雲散霧消していくようなふうになります。

○政府委員(細郷道一君) すでに御承知のことばかり申し上げることになりますが、現在本文方式とただし書きと二つの方式がございまして、それは制限的規定は全然なく、いわば青天井の税制になっているわけでありま

す。その結果が、現状におきましては標準世帯について、ただし書きのところの高いところでは本文、標準の場合に比べて七倍にもなっている、こういったような全くはなはだしい不均衡な状態を今回直そうということでございますが、その場合に、一方ではこう

いった問題の処理は、従来の地方税制

のたてまえからいけば一体だれの責任といひますか、だれの負担において処理すべきであらうかということになると、いろいろ議論があると思ひます。が、税制のたてまえとしては市町村が自分自身でやっていくということが一つの考え方になるわけでありまゝ。といひますことは、本文方式が本則のたてまえになつておつて、ただし書きは財政上特別の事情、かういふことでございまして、交付税の計算におきましても、本文方式をもつて交付税の計算をしているし、現にそれによつて本文方式をとつてゐる町村もあるわけでありまゝから、その場合の市町村間の均衡を考へてまいりますと、標準税率にするまでを、これをすべて国の措置によつて行なうことが妥当であるかどうか。これは従来から努力して本文をとつてまいりました市町村とのバランスの問題もあるわけでありまゝ。そこで一方には、この所得割りについで五割の弾力的な姿としての制限税率を設けたわけでございますので、国として応援をし、また地方税制として強制をする幅までの援助をしていくといふのが、いわば地方の自主性とのかね合ひの判断の一つのいき方ではないか。かつて、御承知のように、固定資産税についで制限税率を越えて著しい課税をしておりました場合においても、これを法的に直すと同時に、やはり制限税率までの減収分について今回と同じように補てん償を認めるという例もあるわけでありまして、それらを考へて今回の措置をとつたわけでありまゝ。

考えるべきかというようなことについての論議はこれはいろいろありますよ、おっしゃらなくても。私どもも、考え方としては、責任はやはり地方自治体だし、その中でやるべきだという考え方もあることは承知いたしておられます。いまはしかし、そういうのではなしに、いわゆる不均衡を是正するために国が見てやろう、こういうところに踏み切ったところなんです、そういう前提に立って。だから、その前提までの論議はいろいろあります。ありますけれども、そういう国が何かの形でめんどろを見るということで今回のような措置が行なわれるとすれば、その前提に立ってものごとを考えていかなければならないと思います。そういう意味で補てんのしかたがまことにおかしなものじゃないかと、こういうことなんです。さっきもちょっと言いましたように、五割の幅を、制限税率というものも私はある意味においては認めなければいけないこともあると思います。しかし、その幅は極力小さいものにすべきだ、今回のようなやり方をするときには、ねらいが、あくまでも市町村間の不均衡を是正するというたてまえに立つ以上。かりに私がA市で一万円、B市になると税金を納めると一万五千円になる。こういうことが今度公然と行なわれるわけです。それでは、六倍、七倍のものは正されるかもしれないけれども、依然として大きな幅の不均衡があるし、不均衡が是正されたとは言えない。一割、二割、せいぜい三割程度ならばやむを得ないと思います。そういうことは、地方税といっても、日本国民としてやっていく場合には許されないと、思います。

そういう、居住地によつて、あるところでは一万円納めればいいのを、隣の町にかりに居を移した場合には一万五千円だ。これはとんでもない話だ、日本人としては。市町村のいろいろの仕事の関係とか、あるいはサービス給付の関係によつて多少の差があることは私はやむを得ないと思いますが、その多少の差ということは、できるだけ他との均衡が失なわれない形において幅の小さいものでなければならぬ。これは現在におけるいまの住民税を考へる場合の一つの至上命令だと思ひます。それをやらなくて、ただ、原則はこうだしこれでやれなうと言っても、実際にやれるようにするための補填の措置が、やらなくてもいいようにして置くということはこれは許されないのじゃないか、こういうことなんです、私の言うのは。

○占部秀男君 答弁の前にちよつと一つ。今度の措置の性格からして、鈴木委員の言ったようなことが正しいと思ふのだが、その前に、いま局長のお話では、○・五の部分については特別事情があるから、それぞれ市町村でとつたのだからと、こういうふうなことなんでしょうが、特別の事情ということとは、たとえばこれは百の市町村のうちの一つか二つがそうなたたというならば、これは話はわかる。八〇%もただし書きを使っているというからには、その原因は、単に個々の特別な問題以外に、共通した一つの大きな問題点がある中にあると思います。その中の大きな問題点をいうと、議論になるから私は言いませんが、少なくとも国と地方との財政的な関係、仕事の関係、地方負担の問題、いろいろな問題

が大きくそこは制度的にもその中に含まれておる。そんなことは初めからわかっておる。わかっていることを前提として今後のこの措置をしようというのですから、したがって、一・五に対する補てんというものを考えてやらないうちにはおかしいし、考えてやらなかったならば、大部分がやはり鈴木委員の言われるような形になってしまつて、結局、今回の減税の効果というものは相当部分が失われるということになるわけです。これはやはりもう一ぺんはつきりした答弁をいただきたい、こういう点は将来にかけて直していくというようにしていかなければ私はならぬというふうに思うのです。いま直せば一番いいのですが、そういう点についての御答弁もひとつあわせてお伺いをいたしたい。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げましたように、法律でそういう道をふさぐ――方式の選択の道をふさぐ、また税率の上げる限度を規定する、法律で規制された範囲までのものについての減収補てんをこの際はする、ということによって均衡化をはかってまいりたい、こういう考え方にあるわけではありますが、ただ、いろいろおっしゃるように、現実の問題としては、やはり相当の市町村がただし書きをとっておるという実態は、われわれもこれを非常に重視しなければならないと考えているのでございまして、年々交付税の財政需要の計算等におきましても傾斜配分をいたすようにいたしております。今回も御提案申し上げておる中で、それをかなりきつくだしたしておりますが、今後将来とも、これらのただし書き方式市町村がおおむね財政

ことから、そういった傾斜配分の措置、そういう方面の財政需要をもっとよけいに見ていく方法をずっと続けてまいることによって、順次負担の均衡化がはかれるようにやってまいりたい、かように考えております。

○鈴木壽君 交付税のお話を持ち出して、いますけれども、いまあなたがおっしゃったいわゆる傾斜配分等の問題ですね、これと何か引きかえみたいなのをやっているのでしょうかね。それはそれとして、別にこういう問題とは別な問題として、いま傾斜配分の問題が——未開発地帯とか、あるいはおかれておる地帯、財政力の弱い町村等にやるという別な問題——別というかが、全然切り離しては考えられないでしょうか、これは別の問題として考えておる問題なんですよ。この問題に対して傾斜配分によってなんということはおかしいことなんですよ。この問題に関する限りは、今度百五十億の補てん債の三分の二は国で別途元利補給をするでしょうし、三分の一は交付税で見る、これだけの話なんです。その見る分は依然として、さっき言ったように、一・五倍をこえた部分の減税をして減収を生じた部分に対する起債の補てんから、問題が交付税のほうで何かうまく見ていくような話をしたって、これはちょっと違うのですよ。交付税で、この減収なら減収ということに対してはつきり見るならば、私は見ることにしています。ちよつとすくには賛成とは言えないけれども、しかし、見るならば、はつきりこの減収分に対してどうするのだということでもない限り、一般的

な低開算に対する、あるいはおくれ、財政力の弱いところに対する傾斜配分という問題だけでは、この問題の解決にはならぬです。それは全然無縁ではないでしょうが、いまの問題とは違った時点で議論をしなければいけない問題だと思ふ。

○政府委員(細郷道一君) 従来も自力で本文に移つてきておる市町村も年々あるわけがございますし、また、前から本文をとつておる市町村もあるわけでございます。したがって、そういうものとの均衡の問題も、実は全市町村を通じて見て考えなければいけないところだと思ふのであります。したがって、われわれもこの交付税の財政需要というのを考えておりましたのは、結局、自力でやつたところは、やはり従来交付税あるいは自分の市町村税そのものの自然増等によってこれを処理してまゐっているわけでございますので、今後その姿自体は依然として残していくべきではなからうか。同時に、交付税の需要におきましては、従来にも増して需要を貧弱市町村に見ていくことによって処理をしてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 最後に、これでやめますが、細郷さん、率直なところ、あなた方も実は苦しいだらうと思ふのです。何しろ金が出ないものだから、ここでもいろいろな理屈を立てて御答弁なさることはつらいだらうと思ふ。したがって、この問題、あなたに対してどうのこうのというより、もっと私は大臣なりそういうところで、ひとつどう処理するかという問題になつてきてい

ると思ふので、はなはだ失礼な言い分ですけれども、きょうはこの程度にしておきたいと思ふ。なお、ただ減収補てんの補てん債の扱いの問題なんかも、交付税で見るとかあるいは通減方式とかいろいろあるのです。これはたとへば二〇%ずつ下げていく、そのあと一体どうするのか。いま百五十億を見ますと、四十年にはまた百五十億出てきます。三十九年度で出る百五十億というのを見た場合には、その次の年は百二十億になり、九十億になり、六十億になる。一体それをどう処理するのか、あるいはまた交付税というものを考えておられるようでもあります。交付税で見るといっても、これは交付税のたてまえからいっていろいろ問題があると思ふ。しかし、これはいま言つたように、あなた方としては非常にづらい立場にあると思うので、これ以上あなたに対してはきょうのところはお聞きすることをやめておきますが、どうもやり方というのがあるかし、依然としてさきも言つたように、不均衡は正が是正されるどころでなしに、これは幾ぶんは是正されまされども、依然として残る。こういう問題をほうっておけない問題として私どもは考えておりますから、いずれまたにして、きょうの分は以上で終ります。

○委員長(竹中恒夫君) 両案について本日の審査は、この程度にいたしたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 委員の異動について御報告いたします。
三月二十六日、小林武治君辞任、栗原祐幸君選任、以上であります。

○委員長(竹中恒夫君) 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回質疑を終了いたしておりますので、これより討論を行ないます。
御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。

○林虎雄君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となつております奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたします。

以下提案理由とその趣旨について申し述べます。

奄美群島復興特別措置法第十条の二によりますと、奄美群島復興信用基金への出資の追加は、そのつど資本金額の改正を要する法律事項となつておりますが、今回政府が提案した奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案によりますと、奄美群島復興特別措置法を奄美群島復興特別措置法とし、奄美群島復興信用基金を奄美群島復興信用基金と改めるほか、資本金については、政府が必要と認めるときには、予算に定める範囲内で出資の追加ができるように改めようとしております。その理由とするところは、出資金を増加することだけのために、そのつど法律を改正するのは要当でなく、また予算の審議などを通じて明確にされるからそれで十分ではないかということであり、しかしながら、予算措置のみで自動的に出資金が増加するように改正することは、奄美群島復興信用基金の出資金額の審議には、奄美群島の

振興の実情または奄美群島復興信用基金の現状ないしそのあり方についても審議しなければ十分な審議をしたとは言えないという必然性を無視した方法であり、政府の判断にのみ重点を置いて一方的に出資金を増加することになることとなり、まことに不当な改正であると考えるのであります。また、予算委員会における審査は、その問題のとりえ方が大きく、時間の制約などもあり、十分な審査を尽くすことができないというのが過去の事例でもあるのであります。これらの点を考慮いたしますと、出資金の規定は、現行法のように法律上資本金額を明確にしておくほうがより妥当であると考えるのであります。

以上の理由によりまして、修正案のように、出資の追加は現行法どおり資本金額の改正を要するものとして第十条の二および第十条の三の改正規定に所要の修正をいたしました。

この修正に関連しまして昭和三十九年度予算におきまして奄美群島復興信用基金に五千万円を追加出資することとしておりますので、現在の資本金額の三億七千万円を四億二千万円とする修正をいたしました。

なお、第十条の二および第十条の三の修正部分のほかに、これらの修正に伴う条文の整理であります。以上が修正案を提出した理由とその趣旨であります。

○西田信一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいまの修正案に反対し、原案に賛成するものであります。この法律案は、第四十三国会において、本委員会が行ないました附帯決議

の趣旨に沿ひ、奄美群島の特殊性を考慮して、復興計画に引き続き、復興五年計画を策定し、その実施によって復興計画の補完と主要産業の振興をはかるものとしてありまして、きわめて妥当なものと考えます。

しかしながら、今後、群島住民の生活水準を鹿児島県、本土並みに引き上げるためには、政府は、復興計画の完全遂行に必要な十分なる予算措置を講じ、補助率の引き下げ等によって、財政力の弱い地元県、市町村に対し、財政困難におちいらせることにならないよう、必要な財源賦与の方途を講じ、財政能力の増強をはかるとともに、また、群島経済の発展の要素である産業資金の融通の円滑をはかるため、今後さらに、奄美群島復興信用基金の出資金の増額、貸し付け利率の引き下げ、償還年限の延長等についても配慮する必要があると考えます。これらの点については、今後の問題として十分に御検討をお願いいたし、奄美群島復興におきましての努力を要望して、本法律案に賛成をいたしますのであります。

次に、日本社会党の修正案は、信用基金の融資業務に要する資金に対して、法律上資本金額を明示し、国の出資額を追加するときは、そのつど法律の改正によることとするものであります。しかしながら、政府の追加出資は、一般会計予算に計上され、当然国会における審議を経るのであります。あえて政府案を修正する必要はないと考えるのであります。

以上の理由によりまして、修正案には賛成いたしかねる次第であります。
○辻武寿君 私は、公明会を代表いた

しまして、政府原案に賛成し、修正案に反対の意を表明するものであります。

本法案は、奄美群島の産業の振興及び島民の生活水準の向上をはかるうとするものであります。また、奄美群島の特殊な事情を考えますときに、復興十カ年計画に引き続き、振興五カ年計画を策定して、こうした奄美群島の事業を実施し、所望の規定に基づいて整備を行なうことは、実に時宜にかなったものと考えられるものであります。

修正案によりますと、同法案中十条に規定される奄美群島復興信用基金の出資金をそのつど法文化して明らかにしようとするものであります。これは五カ年の間計画が変更されない限り、国会の場で十分な審議がされないことを心配されてのことと思ひます。

しかし、同基金の出資額につきましては、一般会計に計上されますので、予算審議など十分に国会の審議がなされるものと考えられます。むしろ、弾力的に運用することが妥当ではないかと思ひます。

以上の理由によりまして、政府原案に賛成し、修正案に反対するものであります。

○委員長(竹中恒夫君) ほかに御意見ございませんか。——他に御意見もないようでございますので、本案についての討論は終局したものと認め、これより採決を行います。

まず、討論中に述べられました林君提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)
○委員長(竹中恒夫君) 少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)
○委員長(竹中恒夫君) 多数であります。よって本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましては、委員長に御一任願ひます。
本日の審査は、この程度にいたしたいと存じます。次会は明二十七日金曜日一時三十分、地方税関係二案について参考人の意見を徴し、並びに質疑の予定でございます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十七分散会

〔参照〕

(林虎雄委員提出)

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条の二の改正規定中「同条第六項を削り、同条第七項中「次条第六項」を「次条第九項」に、「前項」を「次条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる」を同条第五項中「三億七千万円」を「四億二千万円」に改める」に改める。
第十条の三の改正規定を次のように改める。

第十条の三第二項中「三億七千万円」を「四億二千万円」に改める。
第十条の五の改正規定中「」に、「第十條の二第四項及び第六項、第十條

の三第四項から第六項まで」を「第十條の二第四項、第十條の三第五項及び第七項から第九項まで」に、「第十條の二第九項」を「第十條の二第八項」に、「第十條の二第八項」を「第十條の二第七項」を削る。
附則第七條中「第七号」を「第七号及び第二十四号ノ二」に改め、「」に改め、同条第二十四号ノ二中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島復興信用基金」に、「奄美群島復興特別措置法第十條の二第九項」を「奄美群島復興特別措置法第十條の二第八項」を削る。

昭和三十九年四月六日印刷

昭和三十九年四月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局